

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月6日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第1号

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部
を改正する規則

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年寒川町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「100分の205」を「100分の210」に改め、同条第2号中「100分の97.5」を「100分の100」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。